

藤沢市立六会中学校 明るい笑顔のための基本方針
(藤沢市立六会中学校いじめ防止対策基本方針)

**本校生徒は人と人との関わりの中で
生きる喜びを見だし
挨拶と笑顔を大切にします。**

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった生徒がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった生徒の立場に立って、その生徒が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

本校では、学校教育目標ならびに努力点をもとに、日常の教育活動において、心身ともに健康で、思いやりのある生徒の育成を図り、豊かな人間性が育つ、潤いのある教育環境の整備に取り組むことに努めます。また、今までの地域や関係諸機関との連携を生かし、多くの目で見守られるような学校づくりに努めます。

しかし、いじめは、現在の教育現場において、大きな課題の一つとなっています。いじめはそれを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、またいじめが心身に及ぼす影響やその他の問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめのない学校をめざします。

(いじめの禁止)

本校生徒は、どんな理由があってもいじめを行ってははいけません。またはやしたてたり、同調するような行為もしてはいけません。いじめを許さない姿勢を大切にします。

(学校及び教職員の務め)

すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境整備を図り、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ丁寧にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）

学校と家庭が連携していじめの未然防止に取り組むため、家庭訪問・面談・学級通信等を通じて連絡を密にしながら、生徒の変化等を話し合える関係づくりに努めます。また、教育目標・生徒指導方針等を伝えると共に、いじめや情報モラル等の諸問題について共有できる雰囲気づくりに努めます。事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒双方の保護者を支援し、よりよい解決に努めます。

（地域との連携）

生徒に社会性や規範意識を身につけさせるためには、学校内の教育活動だけではなく、様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも大切です。本校では地域の教育力の導入と協働の視点から、PTAや三者連携等と連携して、地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築していくよう努めます。

（生徒会活動）

本校はいじめ防止期間を活用し、生徒会本部や学級委員等が主体的に行ういじめ防止キャンペーンや人間関係づくりを育てる挨拶運動やボランティア活動等を支援し、生徒とともにいじめの防止等の取り組みを図ります。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取り組み

- ・規範を重視した学級・学年経営を念頭に置き、基本的な生活習慣の確立を進めると共に他者を大切に思いやる取り組みの充実を図ります。
- ・生徒一人ひとりが心の通い合う望ましい人間関係を培い、コミュニケーション能力の素地を養うため、教育活動全般を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒会活動や委員会活動等、生徒が主体となって取り組むいじめ防止のための活動や人間関係づくりに資する活動に対して支援や協力を行います。
- ・三者連携をはじめとする地域の交流活動や行事を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないということについて、校内研修や職員会議を通して職員間の共通理解を図り、また、授業や日常の教育活動において生徒間での共通理解を図ります。
- ・学校の教育活動全般を通じ、すべての生徒が、認められている、満たされているという自己有用感、自己肯定感を抱くことができるよう努めます。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、学習における劣等感や生じないようわかりやすい授業づくりをめざします。また学級や学年、部活動等で人間関係を把握し一人ひとりが活躍できるような集団づくりを目指します。

（2）いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり計画します。
 - ① 生徒対象生活アンケート調査 年3回
 - ② 学級担任による生徒との教育相談（個人面談） 年2回（6月、10月）
- ・生徒及び保護者が学校生活やいじめ等に係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制を整備します。
 - ① 学級担任やその他の職員との面談
 - ② スクールカウンセラーとの面談

- ・学校の相談窓口として、「藤沢市子ども相談フォーム」からの情報を活用します。
- ・学校以外の相談窓口からの情報を活用します。(藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤル[県立総合教育センター])
- ・相談・通報のあった事案は、「六会中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有を図り、すみやかな対応に努めます。
- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、生徒の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、速やかに六会中学校いじめ問題対策委員会に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、六会中学校いじめ問題対策委員会が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った生徒に対する指導は、その生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒の学習権に十分に配慮した上で、いじめを行った生徒に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育等の充実

生命を大切にすると心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります。また本校で取り組んでいる人と人との関わりを大切にする授業（平和教育・福祉体験等）を通じて、人権を尊重する心の育成に努めます。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動に努めます。

3 「六会中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「六会中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「六会中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主任（兼いじめ防止担当者）、学年主任、生徒支援担当（教育相談コーディネーター）、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

週に1回開催される校内生徒指導担当者会にて併せて実施します。

しかし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生への報告

学校は、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた生徒が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに対する取り組みについて学校評価項目におき、適正に自校の取り組みを評価します。